

## 判例研究（審決研究）

# 東洋製缶事件における支配・排除行為と競争の実質的制限

横田直和

## 一 はじめに

### 二 東洋製缶事件の概要

- (一) 事実の概要
- (二) 「支配」行為
- (三) 「排除」行為
- (四) 一定の取引分野における競争の実質的制限

## 一 はじめに

「私的独占」は、「不当な取引制限」及び「不公正な取引方法」と並ぶ独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）の主要な違反行為類型であって、その題名の中にも摘要されているとおり独占禁止法違反行為の代表例ともいえるものである。しかし、公正取引委員会（以下「公取委」という。）によって私的独占に問擬された事案は極めて少なく、平成八年以降はその適用事例が増加してきてはいるものの、平成一八年までの間に私的独占に該当するとして審決が行われたもの（審判手続が係属中のものを含む。）は一五

- (五) 一定の取引分野における競争の実質的制限

## 四 おわりに

件にすぎない<sup>(1)</sup>。

事業者のどのような行為が私的独占に該当するかについては、独占禁止法第二条第五項で定義されるとおり、「他の事業者の事業活動の排除又は支配」という効果及び「一定の取引分野における競争の実質的制限」という効果をもたらす行為が必要であるとされている。この前者の効果は対事業者効果と呼び得るものであり、後者の効果は対市場効果ないし

対競争秩序効果と呼び得るものであるが、例えば野田醤油事件において指摘されているとおり、この両者の関係が必ずしも明確ではないなど、私的独占の構成要件については現在でも検討すべき事項は多いと考えられる。<sup>(2)</sup>

本稿において検討の対象とする東洋製缶事件<sup>(3)</sup>については、東洋製罐株式会社（以下「東洋製缶」という。）が行った「支配」行為及び「排除」行為により「一定の取引分野における競争の実質的制限」をもたらしたものとされており、これらの構成要件に係る公取委の判断については、各論者とも概ね妥当なものとされている<sup>(4)</sup>。

しかし、東洋製缶事件についても、審決で認定された「排除」行為や「支配」行為などに係る具体的な事実関係をみると、公取委の判断が妥当なものであったかには疑問も残る。

私的独占については、公取委の運用事例が少ないこともあって、その定義規定における対事業者効果及び対市場効果のいずれについても検討すべき事項は多いが、この検討にはかなりの時間を要すると思われるので、本稿では、東洋製缶事件についてのみ検討を行うこととする。

## 二 東洋製缶事件の概要

### （一）事実の概要

食缶は、食料品缶詰用の空き缶であり、その素材としてはブリキとアルミニウムがあるが、本件事件当時としては、アルミ缶はビール、炭酸飲料用として製造が開始された程度であり、ブリキ缶が中心的なものであった。また、食缶は、その形状により丸缶、楕円缶、角缶及びコンビーフ缶等の特殊缶に大別されるが、それぞれ、缶の高さ、内径により多品種のものが製造されている。

昭和四六年当時、我が国における主な食缶の製造業者（以下「製缶業者」という。）としては、東洋製缶、大和製罐株式会社（以下「大和製缶」という。）、北海製罐株式会社（以下「北海製缶」という。）、本州製罐株式会社（以下「本州製缶」）など一三社があり、これら一三社は我が国における食缶のほとんどすべてを供給していた。これら一三社の供給量合計に占める各社のシェアは、東洋製缶が約五六%、大和製缶が約二三%、北海製缶、本州製缶、四国製缶及び三国金属の四社の合計が約一八%となっており、千葉製缶など他の製缶業者のシェアはかなり低いものであった。

本件においては、東洋製缶が、株式保有を通ずるなどして北海製缶、本州製缶、四国製缶及び三国金属の四社の事業活動を支配するとともに、缶詰製造業者に自家消費用の食缶の製造（以下「自家製缶」という。）をさせないことにより新規参入業者の事業活動を排除して、我が国における食缶の取引分野における競争を実質的に制限しているものとされている。

東洋製缶の行った「支配」行為及び「排除」行為の詳細は次の（一）及び（二）のとおりであるが、勧告審決で認定されたこれらの行為を図示すると別図のとおりである。

北海製缶は、過度経済力集中排除法（集排法）の規定に基づき、昭和二十五年に東洋製缶から分離独立して設立された製缶業者である<sup>(5)</sup>。

東洋製缶は、北海製缶の設立時において第三者名義により同社の株式の約二・六%を取得し、その後も第三者名義によ

## 東洋製缶事件における支配・排除行為と競争の実質的制限

り株式を取得した結果、昭和四七年六月末では同社の約二九%の株式を保有していた。

東洋製缶は、北海製缶と将来合併すべきであるとの基本的了解を前提に、両社間における二重投資や競争関係を生ずるような一切の営業活動を回避するとの理由の下に、北海製缶の販売地域を北海道に限定するとともに、需要が増加している飲料缶の製造を阻止するなど、北海製缶の事業活動を制限していた。東洋製缶が北海製缶の事業活動を制限した例としては、

- ① 北海製缶から本州における製缶工場の新設を認めるよう求められたのに対し、これを認めなかつたこと
- ② 食缶の大口需要者が生産拠点を本州に移転することに伴い、北海製缶から本州における製缶工場の新設を認めるよう求められたのに対し、当該工場（岩槻工場）の規模、製造する缶型、販売先等についての制限及び役員派遣（北海製器）という。食缶の製造を開始させたところ、東洋製缶は日東製器に役員を派遣し、その後、日東製器は食缶の製造を中止したこと
- ③ 北海製缶が埼玉県所在の日東製器株式会社（以下「日東製器」という。）に食缶の製造を開始させたところ、東洋製缶は日東製器に役員を派遣し、その後、日東製器は食缶の製造を中止したこと

などが挙げられている。

また、東洋製缶は、北海製缶に食缶の下請生産をさせており、昭和四六年においては、この下請生産に係る数量は北海製缶の販売数量の約一〇%となっている。

## イ 本州製缶関係

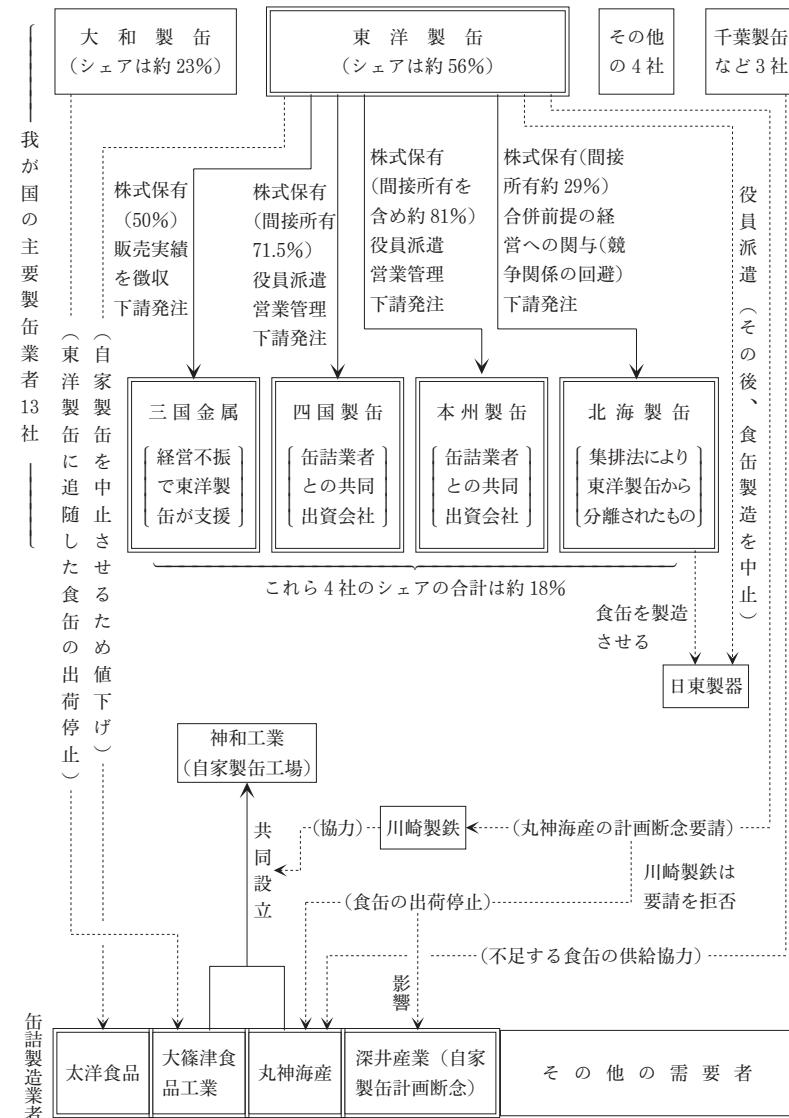
本州製缶は、昭和一七年、東洋製缶と食缶の大口需要者である株式会社国分商店、森永乳業株式会社などが共同出資して設立された製缶業者である。

東洋製缶は、本州製缶の設立時にその株式の三三・五%を自社又は第三者名義で取得しており、昭和四七年当時においては本州製缶の株式の約八一%を自社又は第三者名義により所有していた。

また、東洋製缶は、自社の役員を本州製缶の顧問とし、自社の従業員であった者を代表取締役などの役員として本州製缶に派遣しており、同社の「関係会社の運営並びに事務取扱要領」により本州製缶を自社の意向に従つて営業するよう管理していた。

さらに、東洋製缶は、本州製缶に食缶の下請生産をさせており、昭和四六年においては、この下請生産に係る数量は本

図 東洋製缶事件における各社の関係



(注) 審決書の記載を基に作成

州製缶の全販売数量の約三三%となつてゐる。

#### ウ 四国製缶関係

四国製缶は、昭和三二年、東洋製缶と四国地区の缶詰製造業者が共同出資して設立された製缶業者である。東洋製缶は、四国製缶の設立時にその株式の五〇%を第三者名義で取得しており、昭和四七年当時においては本州製缶の株式の七一・五%を第三名義により所有していた。

また、東洋製缶は、自社の役員を四国製缶の顧問とし、自社の従業員である又は従業員であった者を代表取締役などの役員として四国製缶に派遣しており、本州製缶の場合と同様に四国製缶を自社の意向に従つて営業するように管理していた。

さらに、東洋製缶は、四国製缶に食缶の下請生産をさせており、昭和四六年においては、この下請生産に係る数量は本州製缶の全販売数量の約一一・八%となつてゐる。

#### エ 三国金属関係

三国金属は、その主要販売先の倒産により経営に支障が生じたため、昭和四三年以降、東洋製缶に対し食缶の購入及び

食缶製造機械の販売を含む技術指導を依頼している。

東洋製缶では、食缶製造機械の販売を含む技術指導を行うためには、三国金属が将来同社に背反することを防止する必要があるとして、三国金属に対し、その株式の五〇%を譲渡すること及び他の株主が株式を処分する場合に同社の承認を受けることを条件に、三国金属の依頼に応じてゐる。

その結果、東洋製缶は、昭和四五五年に三国金属の株式の五〇%を取得して所有した後、三国金属に食缶製造機械を販売するとともに、三国金属からの食缶の下請購入数量を増加している。この食缶の下請購入数量は、昭和四六年においては、四国製缶の全販売数量の約三六%に達してゐる。

さらに、東洋製缶では、三国金属から販売先別販売実績について毎月報告を受けている。

#### (三) 「排除」行為

東洋製缶では多種類の缶型の食缶を製造していることから、缶詰製造業者の同社への依存度はかなり高くなつてゐることころ、東洋製缶では、缶詰製造機械の販売又は貸与を通じたり、技術サービス、リベート、缶詰の販売斡旋及び資金援助を活用することにより、缶詰製造業者の同社に対する依存度を高

めている。

缶詰製造業者の中には、缶詰製造原価の引下げを図るため自家製缶を行おうとする者も出てきたが、東洋製缶では、自家製缶により同社の販売数量が減少し、ひいては食缶業界における同社の地位に悪影響がもたらされるとして、自家製缶に基本的に反対の方針をとり、自家製缶を行う缶詰製造業者に対しては、自家製缶できない食缶の供給を停止する等により自家製缶の開始を阻止するに努めてきていた。

この自家製缶の開始を阻止することが「排除」行為に該当するものとされているが、審決においては、その事例として次のものが挙げられている。

#### ア 有限会社丸神海産に対するもの

鳥取県所在の缶詰製造業者である有限会社丸神海産（以下「丸神海産」という。）及び大篠津食品工業株式会社は、川崎製鉄株式会社（以下「川崎製鉄」という。）の協力を受け、両社の自家製缶のために昭和四四年八月ころに神和工業株式会社を共同して設立したが、東洋製缶では、両社の動きに対し、同年七月に川崎製鉄に対し丸神海産の自家製缶を中止させるよう申し入れを行つてゐる。

#### イ 太洋食品株式会社に対するもの

この川崎製鉄への申入れが拒否されたため、東洋製缶は、丸神海産に対し、神和工業株式会社に東洋製缶も出資して同社を東洋製缶の事実上の下請工場とするとの申入れを行つたが、丸神海産が千葉製缶、第一金属及び山本製缶<sup>(8)</sup>から不足する食缶の供給を受けられる確約が得られたことなどから申入れを拒否したため、昭和四四年九月以降、東洋製缶では丸神海産への食缶の供給を停止している。

また、大篠津食品工業株式会社は大和製缶から食缶の供給を受けていたが、大和製缶では、丸神海産の自家製缶に対する東洋製缶の方針に追随して、昭和四四年八月以降、同社に対する食缶の供給を停止している。

偽を確認した。その際、大洋食品が自家製缶の開始をほのめかせつて東洋製缶に食缶の価格引下げを要求したため、東洋製缶は、大洋食品に対する食缶の販売価格を二回にわたり引き下げている。

この結果、大洋食品は、自家製缶の開始を事実上断念している。

#### (四) 一定の取引分野における競争の実質的制限

##### ウ 深井産業株式会社に対するもの

深井産業株式会社は、かねてから自家製缶の開始について検討を進めてきたが、前記アの丸神海産等に対する東洋製缶の対応を見て、前記イの大洋食品と同様の危惧を抱くに至り、自家製缶の開始を事実上断念している。

本件審決の「法令の適用」欄においては、「東洋製罐は、本州製罐、四国製罐、北海製罐および三國金属の事業活動を支配し、また、かん詰製造業者の自家製かんについての事業活動を排除することにより、公共の利益に反して、わが国における食かんの取引分野における競争を実質的に制限しているもの」とされている。

### 三 研究

#### (一) 北海製缶に対する「支配」

東洋製缶は、前記二(二)アのとおり、両社間における二重投資や競争関係を生ずるような一切の営業活動を回避するとの観点から、北海製缶の販売地域を北海道に限定したり、北海製缶が競争関係を生ずるような事業活動を行おうとする際には自社の了解を得るようさせたりするなど、北海製缶の事業活動を制限している。

このように東洋製缶が北海製缶の事業活動を制限できる理由としては、北海製缶の株式の約二九%を間接的に所有していること、北海製缶に下請生産をさせていること、両社間で

将来合併すべきであるとの基本的了解があることなどが考えられるが、どのような理由に基づくものであれ、東洋製缶が北海製缶に課している事業活動の制限が私的独占の構成要件である「他の事業者の事業活動の支配」に該当することについては、特に問題はないと考えられる。

なお、東洋製缶が北海製缶の販売地域を北海道に限定していることについては、本件審決のように東洋製缶が我が国のこと

本件審決においては、このような判断を行う基礎となつた事実関係については、前記(二)の「支配」行為及び(三)の「排除」行為が存在することのほか、  
 ① 東洋製缶が、北海製缶、本州製缶、四国製缶及び三國金属の株式の保有等を通じて、これら四社を自己の意向に従つて営業をさせていること

② 特に、北海製缶に対しては、東洋製缶は、同社の販売地域及び製造缶型について制限を加えていること。また、北海製缶による日東製器の食缶の製造開始及び岩瀬工場新設により北海製缶に対する販売地域についての制限が消滅することをおそれ、東洋製缶の従業員である者を日東製器の役員とし、東洋製缶の役員であった者を北海製缶の役員としていること

③ 我が国的主要な製缶業者一三社の昭和四六年における総供給量に占める東洋製罐のシェアは約五六%であり、北海製缶など四社の供給量を加えると、シェア合計は約七四%であること。また、東洋製缶に次ぐ大和製缶のシェアが約二三%であること

といった事情が挙げられている。

#### (二) 本州製缶及び四国製缶に対する「支配」

東洋製缶は、本州製缶及び四国製缶の株式の過半数を所有すること自体が私的独占の構成要件である「他の事業者の事業活動の支配」に該当するかについては、若干の疑問も呈されているが、株式所有が企業支配の最も重要な手段であること

から、過半数の株式を取得して所有していることは、私的独占に「支配」に該当すると考えられる。<sup>(12)</sup>

しかし、本州製缶及び四国製缶の両社については、東洋製缶が需要者である缶詰製造業者と共同出資して設立した製缶業者であることから、そもそも私的独占の対事業者効果の対象となり得る事業者であるかとの疑問がある。

本件審決においては、東洋製缶に対し本州製缶及び四国製

缶の株式を処分するなどの排除措置は命じられていないが、三国金属を含めた三社に係る排除措置が命じられていない理由については、公取委担当官の解説では「これら三社についての事業者としての自立度および株式所有等の行為発生前後の諸事情等が総合勘案された結果、現状においては、北海製缶（株）関係および自家製かん関係についての排除措置を講ずることにより、違法状態を排除し得るものと認定されたためと思料される<sup>(13)</sup>」とされている。

事業者の行為を私的独占で問擬する場合には、対事業者効果及び対市場効果の双方がもたらされる必要があり、対事業者効果のある行為の一部が残っても対市場効果が消滅すれば私的独占には該当しなくなるので、本件審決の取扱いが是認される余地もある<sup>(14)</sup>。しかし、東洋製缶の本州製缶及び四国

製缶に対する株式所有が「支配」に該当すると認定する以上、当該株式所有も排除措置の対象とすべきであり、一方、公取委が、株式の取得経緯から東洋製缶による両社の株式保有を排除する必要がなく、また、東洋製缶が株主でなければ両社の事業継続が困難となるおそれがあるとするのであれば、両社に対する行為については「支配」に該当しないとすべきと考えられる。

本件審決で認定されているとおり、本州製缶及び四国製缶は、それぞれ、東洋製缶が食缶の需要者である缶詰製造業者と共同出資して設立したものであり、東洋製缶は両社の設立時において、本州製缶では三三・四%、四国製缶では五〇%の株式を自社又は第三者名義で所有している。

一般に製造業者が需要者との間で同一の製造業に属する共同出資会社を設立する場合、当該製造業者の協力が得られないで、当該製造業者が当該共同出資会社の株式の多くを所有すること及び当該共同出資会社の経営を事実上支配することは共同出資会社を設立することに当然に伴うものであって、このようなことが認められなければ当該製造業者は共同出資に応じないと考えられる。また、このような共同出資会社が

設立されれば、当該製造業における競争単位が増加すると評価できる面もあるので、株主である製造業者が当該共同出資会社を支配すること自体を独占禁止法上問題とすることは適当ではない。

したがって、本件審決が本州製缶及び四国製缶を東洋製缶の私的独占行為の対事業者効果の対象となり得る事業者と評価して、両社に対する株式保有等を「他の事業者の事業活動の支配」に該当するとしたのは妥当でないと考えられる。

なお、製造業者が需要者との間で共同出資会社を設立することとは一般的には独占禁止法上問題とならないものと考えられるが、当該共同出資会社の成立により、当該製造業者の競争業者の活動が阻害されるなどの事情がある場合には独占禁止法上問題とされることがあり得る。本州製缶及び四国製缶の株主となつた缶詰製造業者は、東洋製缶の競争業者である大和製缶などの製缶業者の顧客ともなり得る者であるところ、これらの缶詰製造業者が東洋製缶との共同出資により本州製缶及び四国製缶を設立した結果、これらの缶詰製造業者は主として本州製缶及び四国製缶から食缶を調達することになり、大和製缶などの競争業者はこれらの缶詰製造業者に食缶を販売しにくくなると想定される。東洋製缶はシェア五〇%超の

企業であり、東洋製缶が需要者との間で共同出資により製缶業者を設立することは、東洋製缶の競争業者が販売活動を行える範囲を縮小させる効果を持つものと考えられる。このため、東洋製缶による本州製缶及び四国製缶の設立及び株式保有を私的独占規制の観点から問擬するのであれば、両社に対する「支配」を行つたものと評価するのではなく、大和製缶などの競争業者の「排除」を行つたものではないかとの観点から評価すべきであろう。

### （三）三国金属に対する「支配」

本件審決においては、東洋製缶が株式所有等により三国金属を「支配」していると認定しているにもかかわらず、当該株式の処分などの排除措置は命じられていない。

三国金属について排除措置が命じられていない理由としては、前記（二）のとおり、三国金属の事業者としての自立度及び東洋製缶が同社の株式を取得した経緯などの諸事情等が総合勘案された結果であると考えられる。

東洋製缶が三国金属の株式を取得するに至ったのは、主要な取引先企業の倒産により三国金属の経営が不振となり、三国金属から東洋製缶に経営支援の要請があつたことが契機と

なつたものである。

米国においては、事業者が経営不振となつた競争業者（会社）を合併したり、その株式を取得するなどの企業結合を行つた際に、当該事業者の市場シェアが高い場合であつても、(1)当該企業結合が行わなければ、当該経営不振会社が倒産するに至る蓋然性が高いこと、(2)他の事業者で当該経営不振会社を救済しようとするものが存在しないこと、(3)当該経営不振会社が会社更生等の手続を尽くすことによつても競争業者として市場に残る見込みがほとんどないこと等の事情があるときは、当該企業結合が反トラスト法上問題とならないとされる余地があるとの取扱いが判例法理として形成されてきた。<sup>(18)</sup> このような取扱いは、不況会社理論、業績不振会社理論など(Failing Company Doctrine)と呼ばれているものであり、米国司法省及び連邦取引委員会の合併ガイドラインにおいても、こののような取扱いが規定されている。<sup>(19)</sup>

また、我が国の企業結合規制に係る公取委の審査においても当事会社の業績不振の程度が参考されてきたが、公取委が平成一四年に公表したガイドラインでは、不況会社理論の対象となるような企業結合については独占禁止法上問題となるおそれは小さいと考えられる旨が明記されている。<sup>(20)</sup>

経営不振となつた事業者が倒産した場合には、失業者が発生したり当該事業者の製造設備が散逸するおそれがあるといった社会的な不利益が発生するが、一方で、当該事業者の従前の顧客をめぐつて他の事業者間で競争が行わることとなる。この競争の結果、市場シェアの低かった事業者のシェアが増加するととなれば、市場構造がより競争的になることも想定される。不況会社理論は、経営不振となつた事業者を放置した場合に社会的混乱が発生するという問題とシェアの高い事業者が当該事業者を救済することによって更にシェアを高めてしまうという競争政策上の問題を勘案して、よりシェアの低い事業者では当該事業者を救済することができないという場合には、シェアの高い事業者が当該事業者を救済するための合併等を行うこともやむを得ないと考えられる。

この不況会社理論を踏まえて東洋製缶による三国金属の株式所有の競争政策上の問題を検討すると、まず、三国金属を救済し得る事業者が東洋製缶だけであつたかとの点が問題となる。例えば、大和製缶が三国金属を救済できるとすると、三国金属と企業結合を行つた後の大和製缶の競争上の地位は高まる可能性があり、食缶市場はより競争的なものになると想定される。

このように、東洋製缶による三国金属の株式取得が競争政策上問題であるとすると、他の製缶業者が三国金属の株式を取得できないようにするなど他の製缶業者がシェアを増加させ得る機会を奪つたとの点が問題となると考えられる。このため、これを私的独占規制の観点から問擬するのであれば、前記(二)の場合と同様に、三国金属に対する「支配」を行つたものと評価するのではなく、大和製缶などの競争業者の「排除」を行つたものではないかとの観点から評価すべきであろう。

#### (四) 自家製缶の断念と「排除」

本件審決においては、東洋製缶が缶詰製造業者に自家製缶を行わせないようになさせていることが「他の事業者の事業活動の排除」に該当するとしている。

丸神海産等に対しても、東洋製缶は自家製缶を行わせないようにしていて、自家製缶を行わせないようになさせることもあるが、缶詰製造業者に自家製缶を行わせないようになさせること、「他の事業者の事業活動の排除」に該当するとしている。

例えば、化学品用の缶など食缶以外の缶を製造している事

業者が食缶の製造を開始して缶詰製造業者に販売しようとする際に、東洋製缶が当該事業者の食缶の製造開始を阻止することは、私的独占の対事業者効果をもたらす行為である「排除」に該当することは当然である。しかし、東洋製缶が自家製缶を行わせないようにさせた缶詰製造業者については、食缶の需要者（ユーチャー）であつて、市場経済の下においては食缶の供給者である製缶業者と同一の立場に立つものではないので、私的独占の対事業者効果の対象となり得る事業者と評価できるかには疑問がある。

業種等によつても異なるが、事業者が生産活動を行う際に必要となる原材料や役務については、これを他の事業者から調達するだけでなく、自社内で調達することも一般的に行われている。他の事業者から調達することが多い原材料や役務について、これを自社内で調達することとした場合に、当該原材料や役務の市場に供給者として新規参入したと評価することは適当ではない。

缶詰製造業者が自家製缶を開始した場合、食缶市場の規模が縮小して東洋製缶の売上が減少することとなるので、東洋製缶がこれを阻止しようとするについでは、東洋製缶の立場からは相応の理由があるものである。しかし、当該缶詰

製造業者が製造した食缶を外部に販売するのでなければ、当該缶詰製造業者は食缶市場における供給者と評価されることはないので、自家消費用の食缶の製造開始を阻止することを「排除」と評価することは妥当ではない。

本件においては、東洋製缶は、多種多様な食缶を製造し、かつ食缶市場におけるシェアが高いことから、需要者である缶詰製造業者に対しても自社の経営方針に従わせることができない、そのため自家製缶の開始もある程度阻止できたと評価すべきものである。すなわち、東洋製缶は食缶市場を支配し得るような市場支配力を有しており、この市場支配力が自家製缶の開始を阻止するという形で現れたと評価すべきものと考えられる。<sup>(23)</sup>

なお、需要者が必要とする物資や役務を自己で生産することを阻止することが「排除」と評価できないことについては、消費者が必要者である場合についてみれば明らかであると考えられる。消費者は生活に必要な物資や役務の相当部分を家庭内で生産して消費することも通常である。仮に、消費者が家庭内で生産して消費する物資等と同種のものを市場で供給している事業者が一社のみである場合に、当該事業者が供給する物資の購入を希望する消費者に対し家庭内での生産を行

わないことを求めたとしても、当該事業者が市場における独占力を濫用したと評価されるだけであろう。

**(五) 一定の取引分野における競争の実質的制限**

東洋製缶の行為を私的独占として問擬する場合には、東洋製缶の行為により「一定の取引分野における競争の実質的制限」という対市場効果がもたらされていることが必要であり、本件審決では、主として、食缶市場における東洋製罐のシェアが約五六%であって、北海製缶など四社を加えると、シェア合計は約七四%であることから、この対市場効果がもたらされていると判断しているものと考えられる。

一般に、「一定の取引分野における競争の実質的制限」とは、市場支配力を形成・強化・維持することとされており、この市場支配力とは、東宝・新東宝事件東京高裁判決が判示する「競争 자체が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思である程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右すること」<sup>(24)</sup>ができるよう力であるとされている。

この市場支配力が存在するとの認定に際しては、市場シェアが最も重要視されており、本件においては、私見によればその支配が問題ないと考えられる本州製缶など三社を加える

のであるのかを明確にする必要があつたと考えられる。<sup>(25)</sup>

#### 四 おわりに

と約六二%<sup>(26)</sup>のシェアを有する東洋製缶が、市場シェア約一二%

%であつて本州への進出を企図していた北海製缶を支配する

ことにより、そのシェア合計が約七四%となつたものである

ので、一般的には東洋製缶の市場支配力が形成ないし強化さ

れているものと評価されよう。

本件審決においては、東洋製缶グループの市場シェアの状況だけでなく、①業界第二位の大和製缶が東洋製缶の自家製缶業者に対する出荷停止に追随した行動を行っていること、②自家製缶を行おうとした缶詰製造業者の中に東洋製缶の意向を踏まえ自家製缶の開始を断念した者がいることなど、東洋製缶の市場支配力の形成ないし強化をうかがわせる事実が認定されている一方、第一金属及び山本製缶といった中小の製缶業者が自家製缶を行おうとする缶詰製造業者に食缶の供給を行うこととしたという事情も認定されているので、公取委が具体的にどのような事実から「一定の取引分野における競争の実質的制限」を認定したのかは必ずしも明確でないようと思われる。

東洋製缶の行為を私的独占に該当するとするためには、対

事業者効果のみならず対市場効果の認定も必要であるので、審決においては、どの事実認定が対市場効果の認定に係るもの

であるのかを明確にする必要があつたと考えられる。<sup>(27)</sup>

東洋製缶事件は、野田醤油事件と並ぶ代表的な私的独占事件といわれているが、野田醤油事件と同様に私的独占の構成要件の認定における対事業者効果と対市場効果が必ずしも明確ではないとか、対市場効果の認定が必ずしも明確ではないといった問題があるものと考えられる。また、対市場効果の認定にあつては、野田醤油事件など一部の事案を除けば、他の私的独占事件においても必ずしも明確になつていなかうに思われる。

これらの点は、私的独占の構成要件についての理論的な検討があまり進んでいないことにもよるが、この検討が進むたまには、実際に私的独占に問擬される事件が増加するとともに、当該事件における事実関係の詳細が明確にされる必要があるので、まず、公取委において、このような対応が行われることが期待されよう。

注

(1) 私的独占として独占禁止法違反とされた事件としては、昭和二〇年代の五件の事件のほかは、長らくは本件の東洋製缶事件があるだけであったが、平成八年以降は九件の事件について独占禁止法違反として審決（審判係属中のもの一件を含む。）が行われている。なお、このように私的独占に係る事件が少ないのは、公取委による法運用が消極的であったということだけでなく、そもそも、経済実態として私的独占に該当するような事案が少なかったことにもよると考えられる。

(2) 鈴木孝之「私的独占の行為概念と構成要件の解釈」正田彬教

授還暦記念論文集『国際化時代の独占禁止法の課題』（日本評論社・平成五年）三八八頁

(3) 野田醤油事件（正式審決（昭和二九年（判）第二号））は昭和三〇年一二月二七日・公取委審決集第七卷一〇八頁、審決取消請求訴訟事件東京高裁判決（昭和三二年（行才）第一号）は昭和三二年一二月二五日・同第九卷五七頁）においては、野田醤油株式会社が小売業者に対し再販売価格の拘束を行うことにより競争業者である大手醤油製造業者三社の価格行動を同社のものと同様のものとしたことが「他の事業者の事業活動の支配」に該当し、その結果、東京都における四社の醤油の価格が同一のものとなり、他の醤油製造業者の醤油価格もこれに準じた価格となっていること（醤油製造業者間の価格面での競争が抑圧されていること）が「一定の取引分野における競争の実質的制

(4) 昭和四七年九月一八日・勧告審決（昭和四七年（勧）第一号・公取委審決集第一九巻八七頁）

(5) 東洋製缶事件の評釈としては、次のようなものがある。

① 松下満雄「東洋製罐の私的独占事件」商事法務六一二号（昭和四七年一月五日号）七頁

② 根岸哲「東洋製罐私的独占事件（勧告審決をめぐって）」ジュリスト五四号（昭和四八年一月一五日号）一〇九頁

③ 馬川千里「株式所有による私的独占―東洋製罐事件を中心にして」公正取引二七〇号（昭和四八年四月号）一頁

④ 金子晃「東洋製罐私的独占事件」昭和四七年度重要判例解説（ジュリスト五三五号・昭和四八年）一九四頁、同「株式所有・役員派遣による支配および参入妨害による排除」今村成和・厚谷襄児編『独禁法審決・判例百選（第四版）』（別冊

一二五）二七%、鰆の缶詰で約三〇～三五%であるといわれていた（青山・前掲（注5）二六五号一六頁）。

(8) 千葉製缶は、千葉市に所在し、川崎製鉄の関連会社として昭和四年に設立された製缶業者である（なお、昭和五七年に、川崎製鉄及び大和製缶が共同出資により設立した大和千葉製罐株式会社に同社の営業は譲渡されている）。また、第一金属は福岡県直方市（本件事件当時は北九州市）に所在する中小の製缶業者であり、山本製缶は三重県伊勢市に所在する中小の製缶業者である。

(9) 例えは、富山・前掲（注5）一九頁

(10) 私的独占における支配行為と排除行為については、互いに排斥し合うものではなく、いずれとも評価し得るのが通常であるとされている（根岸・前掲（注5）一一六頁）が、例えはパラマウントベッド事件（平成二〇年三月三一日・勧告審決、平成一〇年（勧）第三号・公取委審決集第四四巻三六二頁）のよう

に、私的独占の行為主体の第三者に対する行為により競争業者に対する対事業者効果がもたらされる場合には、その対事業者効果である「排除」を「支配」と認識することはできない。

(11) 例えは、松下・前掲（注5）一〇頁では、「この審決においては株式取得等による被取得会社に対する支配状態それ自身を違法としているのか、あるいはその支配力を行使しての具体的な被支配会社の事業活動の抑圧行為を違反としているのか、かららずしも明確でない。……審決が実体的に違法としているのは、

- (6) 北海製缶は、昭和二五年に東洋製罐の小樽工場が分離される形で設立されている。この小樽工場は、大正一〇年に北海製罐倉庫株式会社として設立されたものが、昭和一六年に当時の東洋製罐株式会社など他の製缶業者七社と大合同をした際に、東洋製罐の小樽工場となつたものである。
- (7) 缶詰の製造原価に占める食缶のコストは、ミカンの缶詰で約
- (8) 白石忠志「株式所有等による競争者の支配および取引拒絶等による新規参入の排除」前記（注3）百選第六版三五頁
- また、公取委の担当官による東洋製缶事件の解説としては、青山義之「東洋製罐株式会社による私的独占事件（上・下）」公正取引二六五号（昭和四七年一月号）一三頁及び同二六六号（同年二月号）二八頁がある。
- (9) 平成九年一二六頁
- (10) 私的独占による競争者の支配および取引拒絶等による新規参入の排除」前記（注3）百選第六版三五頁
- また、公取委の担当官による東洋製缶事件の解説としては、青山義之「東洋製罐株式会社による私的独占事件（上・下）」公正取引二六五号（昭和四七年一月号）一三頁及び同二六六号（同年二月号）二八頁がある。
- (11) 例えは、富山・前掲（注5）一九頁

限」に該当するものとされている。しかし、大手醤油製造業者三社の価格行動が野田醤油と同様のものとなつたことは「一定の取引分野における競争の実質的制限」と認識すべきであるなどとする批判があり、この公取委及び東京高裁の判断については費否両論の立場から活発な議論がなされている（この議論の概要については、例えは、岡田外司博「プライスリーダーの再販価格維持行為による競争業者の価格決定の『支配』と排除措置の一部の取消し」厚谷襄児・稗貫俊文編『独禁法審決・判例百選（第六版）』（別冊ジュリスト一六一号・平成一四年）二〇頁）。

## 東洋製缶事件における支配・排除行為と競争の実質的制限

株式所有等による支配力を利用した被支配会社に対する具体的な販売地域や製品の種類の制限などの行為であるとも解せられる。私的独占の構成要件……のうちの『支配』は『支配状態』ではなく『支配行為』であることから、おそらくのように解すべきであろう。しかし、そうすると、東洋製罐の本州製罐、四国製罐、三国金属に対する株式所有と役員兼任によるコントロールについて、審決がどうしてこれらも私的独占の構成要件に該当すると考えているのかどうかがよくわからなくなる」とされている。

(12) 例えば、根岸・前掲（注5）一二三頁、龍田・前掲（注5）二七頁。また、今村教授は、東洋製缶事件について「企業結合により、市場の大部分を支配することは、それのみで私的独占に当たる理である……。このように、トラスト形態による市場支配をその儘とらえて私的独占に当たるとした例ははじめてであり、独禁法の適用に新例を開いたものとして、高く評価されよい」（今村成和『私的独占禁止法の研究（四）I』（有斐閣・昭和五一年）一四七～八頁）とされている。

(13) 青山・前掲（注5）二六六号三二頁

(14) このような取扱いを是認するものとして、龍田・前掲（注5）二七頁、白石・前掲（注5）二五頁。また、根岸・前掲（注5）一一六頁も、排除措置としては選択的に命ずべきとするが、一部の事業者に係る支配行為のみの排除を是認する。

(15) 両社に係る株式保有を排除しなかったことを疑問とするもの

されたものと評価することには疑問も生じることになろう。

(17) 製造業者が需要者との間で共同出資会社を設立することは、両社間で垂直的な企業結合が行われた場合と同様の影響を市場に及ぼすものと考えられる。公取委が平成一六年五月三二日に策定した「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」によれば、垂直的企業結合の当事会社グループの市場シェアが大きな場合は、当事会社グループ間の取引部分について閉鎖性・排他性の問題が生ずる結果、一定の取引分野における競争の実質的制限がもたらされることがあるとされている（同指針の第5の1(1)参照）。

(18) 米国における判例法理の発展については、鈴木加人『独占及び取引制限規制の研究』（成文堂・平成一四年）二三三頁

(19) 一九九二年に公表された現在の合併ガイドライン（Horizontal Merger Guidelines）においては、倒産寸前企業（Failing firm）の取扱いについて、大要、次のように述べられている（<http://www.usdoj.gov/atr/public/guidelines/hmg.htm>）。

#### 五・一 倒産寸前企業（Failing firm）

次のような事情を満たす場合には、合併は、市場支配力を形成・強化したり、市場支配力の行使を容易にするものではないであろう。

(1) 倒産寸前といわれる企業が、近い将来においてその債務を支払えないこと。

(2) 当該企業が破産法第一一章に基づく再建ができる見込み

として、馬川・前掲（注5）六頁、富山・前掲（注5）一九頁、今村・前掲（注12）一四八頁、向田・前掲（注5）二七頁。なお、価格カルテルなど不当な取引制限事件であっても、独占禁止法違反とするには対事業者効果（事業者間の共同行為）と対市場効果の双方が必要である。不当な取引制限事件において命じられた排除措置の内容をみると、特に近年においては、違反行為者の一部の事業者間における共同行為や情報交換の禁止も命じられるようになっている。市場における少数の事業者間のみで共同行為や情報交換が行われても一定の取引分野における競争が実質的に制限されることにはならないので、私的独占の場合に支配行為の一部のみを排除すればよいとする」とは、不当な取引制限事件に係る取扱いとの均衡を著しく失すことになると考えられる。

(16) 審決においては、本州製缶は、東洋製缶と缶詰製造業者により昭和一七年に設立された日本新興容器株式会社が、昭和二〇年に関東製罐株式会社、昭和三年に川勝製罐株式会社、さらには川勝酒店（前身は川勝酒店）が合併して、川勝製罐株式会社として設立されたものとされている。この合併前の川勝製罐株式会社が東洋製罐の関連会社ではないとするが、本州製缶を東洋製罐により設立

がないこと。

(3) 関連市場に当該企業の資産をとどめておくため、当該合併よりも競争に対する危険が少ない他の妥当な資産取得に係る方法を実現しようと誠実に努力したが、これが成功しなかつたこと。

(4) 当該合併をしなければ、当該企業の資産が関連市場から退出してしまうこと。

(20) 公取委・前掲（注17）運用指針の第4の2(7)アにおいては、次のように述べられている。

#### ア 業績不振等

(前略)なお、当事会社の一方が実質的に債務超過に陥っているか運転資金の融資が受けられない状況であって、近い将来において倒産し市場から退出する蓋然性が高い場合において、これを企業結合により救済することが可能な事業者で、他方当事会社による企業結合よりも競争に与える影響が小さいものの存在が認め難いときは、当事会社間の企業結合は、一般に、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるおそれは小さいと考えられる。

(21) 例えば、松下・前掲（注5）一〇頁では「東洋製罐が……自家製かんをやめさせたことを審決が自家製かん業者の『事業活動の排除』と構成したのは自然であり、これについては、特段問題はなさそうである」とされている。

自家製缶に伴い他の缶詰製造業者にも食缶が販売される可能性が高い場合には、自家製缶を行う缶詰製造業者は食缶市場における潜在的な新規参入業者と評価できることもあり、このような評価ができるのであれば、自家製缶の阻止を「排除」とすることもできると考えられる。

(23) 龍田・前掲(注5)二七頁では「自家製缶を断念させるよう圧力をかけることができたのも、こうした市場支配力がテコになっていたからである」と、また、向田・前掲(注5)二七頁

でも「この市場支配力があればこそ、缶詰製造業者に対する自家製缶の排除が可能であったのである」として、市場支配力が存在することが前提となつて、自家製缶の阻止が行われたものと評価している。

(24) 昭和二八年二月七日・東宝による審決取消訴訟事件(東宝・新東宝事件)東京高裁判決(昭和二六年(行ナ)第一七号・公取委審決集第五卷一四一頁)

(25) 「一定の取引分野における競争の実質的制限」の認定と市場シェアとの関係については、例えば、川浜昇「私的独占の規制について」後藤晃・鈴村興太郎編『日本の競争政策』(東京大学出版会・平成二年)二〇八九頁

(26) 青山・前掲(注5)二六五号一五頁では、北海製罐など四社のシェア合計のうち約六六%を北海製罐が占めているとされるので、北海製罐のシェアは約一二%、本州製罐など三社のシェアは約六%となる。なお、同二六六号二九頁では、製缶業者

三社の昭和四六年の生産合計に占める東洋製缶及び北海製缶のシェアは五六・九%及び一〇・五%となっているので、審決書記載の各社のシェアは生産量ベースのものと考えられる。

(27) 「一定の取引分野における競争の実質的制限」を構成要件とする独占禁止法違反事件のうち最も適用事例が多いカルテル事件においては、

① 市場(一定の取引分野)の大部分のシェアを有する事業者間でカルテルが行われたこと

② カルテルに参加した事業者の行為により、価格引上げなどをカルテルで企図した内容が実現されたこと(これが実現しているか否かが明確でない事案にあっては、各事業者が当該内

容が実現できるよう実際に活動していたこと)

この事実が、事業者ないし事業者団体によるカルテルの内容の合意に係る認定とは別に認定されるのが通常である。

この事実が認められれば、市場における大部分の事業者間の競争が消滅しているので、市場全体における有効な競争がほとんど期待できない状態となっているという意味(昭和五五年九月二六日・石油カルテル刑事(生産調整)事件東京高裁判決(昭和四九年(一)第一号・公取委審決集第二八卷別冊二七四頁)での「一定の取引分野における競争の実質的制限」が存在することとなる。また、「一定の取引分野における競争の実質的制限」を市場支配力の形成等と解する場合であっても、こ

のような事実が認められれば市場支配力が形成されていると認定できることとなる(昭和三一年一一月九日・日本石油ほかによる審決取消訴訟事件東京高裁判決(昭和三二年(行ナ)第五三号・公取委審決集第八卷三〇〇頁)参照)。

(28) 私的独占の構成要件に関しては、特に「一定の取引分野における競争を実質的制限」をどのように理解するか、また、当該理解に従いどのような具体的な事実があれば「一定の取引分野における競争の実質的制限」が存在すると解することができるかとの検討が必ずしも明確ではないようと思われる。「一定の取引分野における競争の実質的制限」は、通常、市場支配力の形成、強化等と解されているが、この「市場支配力」の具体的な内容の理解についても論者により異なる点もみられる(例えば、川浜教授は、競争の実質的制限について的一般的な定義付けに関して「学説の説明は教科書レベルでは大差ない」と見えて、しかし、子細に見ると表現に違いがあり、いくつかの点で不正確な点が少なくない。それらが、独占禁止法の初学者の理解を困難にし、専門家の間でも議論の障壁を作り出しているように思われる)(川浜昇「競争の実質的制限」と市場支配力『正田彬先生古稀祝賀・独占禁止法と競争政策の理論と展開』(三省堂・平成二年)一一三頁)とされている)。

また、カルテルが市場シェアが低く単独では市場支配力のない事業者間でこれを得ようとして行われるのに対し、私的独占は、そもそも市場シェアの高い事業者により行われることが多い